

周知情報

1 件目

【全中労働政策部発】周知のお願い

- ① 自動車運転者・建設業等の上限規制に関する周知広報について
- ② 令和 7 年度（第 76 回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について
- ③ 令和 7 年度第 2 回「団体等検定制度についての出張相談会」のご案内

① 自動車運転者・建設業等の上限規制に関する周知広報について

【厚生労働省労働基準局労働条件政策課より】

令和 6 年 4 月 1 日より時間外労働の上限規制が適用開始となった自動車運転の業務、建設の事業について、8 月 4 日から新たに俳優の玉木宏さんを起用し「くらし、はたらき、もっとススメ！」のキャッチフレーズと共に PR 動画、特設サイトを作成しました。

■[建設業・ドライバー・医師等の時間外労働の上限規制 | 厚生労働省](#)

▼[建設業・ドライバー・医師の働き方改革総合サイト はたらきかたススメ | 厚生労働省](#)

▼[物流情報局（荷主の皆さまへ） | 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト](#)

▼[発注者向け：発注者の皆さまにご協力いただきたいこと | 建設業従事者の長時間労働改善に向けたポータルサイト | 厚生労働省](#)

②令和 7 年度（第 76 回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について

【厚生労働事務次官より】

厚生労働省では、例年、全国労働衛生週間として、10 月 1 日～10 月 7 日までを本週間、9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間として全国一斉に積極的な活動を行っております。
スローガン：「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

■[令和 7 年度「全国労働衛生週間」を 10 月に実施 | 厚生労働省](#)

▼[（別添）令和 7 年度全国労働衛生週間 実施要綱 \[PDF 形式：162KB\]](#)

③令和 7 年度第 2 回「団体等検定制度についての出張相談会」のご案内

【厚生労働省より】

厚生労働省では、令和 6 年 3 月に、外部労働市場に一定の通用力※を有する職業能力評価制度として、新たに団体等検定を創設しました。

※合格者は一定の業界で採用・昇進の考慮要素となる、資格手当等の処遇に反映されることが期待される等

労働者の職業能力検定を実施している、または、これから新しく検定制度の立ち上げを検討している、企業・団体を対象に、

「団体等検定制度についての出張相談会」をオンライン（ウェビナー）併用で開催しております。

制度にご関心のある会員におかれましては、下記の URL 等を用いて、お申込みいただきますようご案内申し上げます。

日 時：令和 7 年 9 月 29 日（月）14 時 00 分～16 時 00 分

会 場：ホテルグランドヒル市ヶ谷 ペガサス（西館 3 階）※オンライン（ウェビナー）併用

参加費：無料

▼[令和 7 年度第 2 回「団体等検定制度についての出張相談会」を開催します ～検定の立ち上げ等についてのご相談を受け付けます～ | 厚生労働省](#)

▼[資料 1：職業能力検定制度リーフレット \[1.4MB\]](#)

▼[資料 2：参加の申込みについて \[191KB\]](#)

~~~~~

## 団体等検定制度とは

従来の社内検定認定制度は、個々の企業や団体が、そこで働く労働者を対象に実施する社内検定のうち、

一定の基準を満たすものを厚生労働大臣が認定する制度です。

一方、団体等検定制度は、雇用する労働者以外の方（求職者、学生、フリーランス等）も受験対象者となるものです。

認定要件は、社内検定の各種要件を満たす必要があるほか、当該検定の合格者であることによって、企業又は業界における

採用や処遇決定の際の考慮要素となることなどが必要となります。

なお、相談先をホームページなどに掲載する必要があります。

■[団体等検定制度 | 厚生労働省](#)

▼[「職業能力評価制度の概要」\[147KB\]](#)

配信に関するお問い合わせは以下のメールアドレスまでお願いいたします。

=====

全国中小企業団体中央会

労働政策部 岡部

TEL：03-3523-4903

E-mail：[roudo-seisaku@mail.chuokai.or.jp](mailto:roudo-seisaku@mail.chuokai.or.jp)

2 件目

経済産業省 中小企業庁周知依頼

経済産業省 中小企業庁 取引課でございます。

この度は、2025年9月「価格交渉促進月間」の実施に関する周知のお願いのため、ご連絡いたしました。

政府では、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と位置づけ、中小企業の価格転嫁・取引適正化に向けた取組を進めるとともに、「価格交渉促進月間」終了後には、受注側中小企業の皆様を対象に、価格交渉・転嫁等の状況についてアンケート調査を実施し、その結果を公表しています。

つきましては、来月9月の「価格交渉促進月間」を迎えるにあたり、貴団体におかれまして、添付要請文を会員企業の皆様に周知いただきたく、御依頼申し上げます。

また、各団体から周知・依頼を受けた企業におかれては、代表者の方から現場の調達担当の方々まで本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

御査収のほど、何卒よろしくお願いいたします。

■本件担当

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 取引課（担当：佐藤・小林）

TEL：03-3501-1669

E-mail：[bzl-s-chuki-torihiki-gekkkan@meti.go.jp](mailto:bzl-s-chuki-torihiki-gekkkan@meti.go.jp)

=====

経済産業省

中小企業庁 事業環境部 取引課

保田 優太

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL：03-3501-1669（直通）

=====